

令和7年度 第3回 日野市男女平等推進委員会 要点録

日時	令和7年9月24日（水）午後6時30分～8時30分
場所	多摩平ふれあい館 集会室3-1、2
出席者	林委員、橋本委員、飯田委員、本間委員（オンライン）、山田委員、瀧澤委員、田中委員、清水委員、野原委員、事務局 (株)名豊 大川氏（オンライン）、若松氏（オンライン）
遅刻者	—
欠席者	寺田委員
次第	1 議題 （1）第5次日野市男女平等行動計画の体系確定について【資料1】 （2）第5次日野市男女平等行動計画パブリックコメントに付す内容について【資料2、3】 2 報告 ・第5次日野市男女平等行動計画 令和6年度評価の総括【資料4、冊子】
配布資料	・【資料1】第5次日野市男女平等行動計画の体系(確定) ・【資料2】第5次日野市男女平等行動計画の骨子について ・【資料3】第5次日野市男女平等行動計画」パブリックコメント実施要領 ・【資料4】日野市男女平等行動計画 令和6年度評価の総括 ・【冊子】令和7年度日野市男女平等行動計画評価報告書（令和6年度施策・事業を評価）
開会	司会より会議に先立つ説明。
次第 1-(1)	第5次日野市男女平等行動計画の体系確定について コンサルより説明。【資料1】
質疑・意見	【質問】〈委員〉 基本目標のそれぞれの施策の中で、破線で囲まれている部分の意味を教えてほしい。 【回答】〈事務局〉 日野市男女平等行動計画は他の関連計画を包含する形で策定するものである。基本目標2の破線部分は「日野市配偶者暴力対策基本計画」の内容を含める部分であり、基本目標3および4の破線部分は「日野市女性活躍推進計画」の内容を含めている。また、基本目標1の(5)の破線部分についても、「日野市困難女性支援基本計画」の内容を踏まえて作成されているものである。 【質問】〈委員〉 本計画の体系において、星印は重点施策を示しており、基本目標1および3には星印が付されている施策があるが、基本目標2および4にはない。重点施策は市民評価委員による評価の対象となるものであり、網羅的に評価するという観点からも、基本目標2および4にも重点施策があったほうがよいと考える。 【回答】〈事務局〉

	重点施策は各基本目標ごとに設定するのではなく、計画全体を俯瞰し、日野市として最も推進すべき施策を選定するという方針のもとで位置づけている。施策数や事業数の精査と整理を行っているため、こうした方針に基づく重点施策の構成である点ご理解いただきたい。 【意見】〈委員〉 市民が参加して評価する意義を考えると、基本目標ごとに網羅的に重点施策を配分する方が望ましいと考える。 【質問】〈委員〉 基本目標2の(3)(4)の施策において「性暴力・性犯罪…」と表記されているが、内閣府の男女共同参画関連資料では「性犯罪・性暴力」という順序で記載されている。特段の意図がなければ、表記を統一する方が望ましい。確認のうえ精査いただきたい。 【回答】〈事務局〉 ご指摘の通りであるため、修正を行わせていただく。
次第 1-(2)	第5次日野市男女平等行動計画パブリックコメントに付す内容について事務局より説明。【資料2、資料3】 ※事前質問に対しての回答は別紙参照
質疑・意見	【質問】〈委員〉 基本目標1 施策 No. 4 の事業 No. 11 について、担当課である市立病院の事業内容について伺いたい。 【回答】〈事務局〉 担当課に確認のためご意見を預からせていただく。今後、様々なご意見が寄せられることが想定されるため、それらを踏まえたうえで回答させていただく。 【意見】〈委員〉 全体像を示す構成よりも、各セクションごとに深掘りできる資料の方が、関心のある分野に対してコメントを寄せる市民にとって理解しやすいと考える。インターネット上では各項目を詳細に閲覧できるようになっているため、その特性を活かした構成とすることで、ユーザーの視認性が向上すると思われる。また、対象層に応じて表現方法を工夫することで、より多くのコメントを得られる可能性がある。意見を求める対象層を絞ることで、コメントの増加を期待できるのではないか。 【回答】〈事務局〉 いただいたご意見は今後の資料作成の参考とさせていただく。今回の資料にどこまで反映できるかは不明だが、可能な範囲で反映していきたいと考える。 【質問】〈委員〉 資料2の3ページに記載された計画の位置づけに関して、「日野地域未来ビジョン 2030」との関連性が記載されているが、この計画の中でどのような形で当該ビジョンとの紐づ

けがなされているのか。

【回答】〈事務局〉

「日野地域未来ビジョン 2030」は、日野市の最上位計画として位置づけられており、個別施策の羅列ではなく、市民一人ひとりが「やりたい」ということを実現できる社会の構築を目指す、大きな理念に基づく構想である。

【意見】〈委員〉

「日野地域未来ビジョン 2030」が 2030 年を目標年次として掲げていることから、5 年後に向けてすでに実行されている段階と認識している。実際にホームページで「日野地域未来ビジョン 2030」を見て、本計画との関連性が十分に整理されているのか、例えば、ダイバーシティへの取り組みが紐づけられているのか疑問を持ったが、ビジョンの存在とその理念的な位置づけについては理解した。

【回答】〈事務局〉

本行動計画のゴールが 2030 年であることから、国際的に推進されている SDGs の目標年次と一致しており、日野市の「地域未来ビジョン 2030」とも重ね合わせながら進めていくイメージを持っている。未来ビジョンは具体的な施策を示すものではなく、理念的な構想である。その根底にある「一人ひとりの尊重」というテーマは、男女平等行動計画における理念と共通しており、両者は思想的に繋がっていると捉えている。未来ビジョンは実施計画ではないため、施策レベルでの明確な紐づけは困難であるが、基本的な考え方は一致していると理解していただきたい。

【質問】〈委員〉

これまでのパブリックコメントにおいて、どの程度の意見が集まっているのかを確認したい。また、募集期間は約 1 か月で十分なのか。国の第 6 次男女共同参画計画に関するパブリックコメントでは、期間が短すぎるとの苦情も寄せられていた。今回、市のホームページに加え、プラットフォームからも資料が閲覧可能であり、これまでより意見数が増えることを見込んで期間が設定されているのか。

【回答】〈事務局〉

参考までに、第 4 次計画のパブリックコメントの際には 1 団体と個人 13 件、計 14 件のコメントが寄せられた。従来の方法では十分な意見が集まらない状況もあったため、今回はより多くの方に資料を閲覧いただき、様々な意見を反映できるよう、新たな手法を用いて実施する予定である。なお、市の他のパブリックコメントにおいても、おおむね 1 か月の募集期間を設定しており、今回はその方針に基づく理解をお願いしたい。

【質問】〈委員〉

パブリックコメントの記入だけであれば 1 か月の期間で十分と考えられるが、市民がパブリックコメントへ関心を持って情報を得ようとしないう限り、閲覧することは難しいのではないかと懸念している。今回はプラットフォームを活用する形式であり、ツールと

しての活用は必要と認識しているが、現状ではコメント件数が非常に少ない状況にあるため、広報等においてパブリックコメントについての基本的な情報を掲載し、市民にとってわかりやすくすることで、意見提出数の増加につながるのではないかと。

【回答】〈事務局〉

周知に関しては、広報 10 月号への掲載に加え、市ホームページのトップ画面の新着情報欄にも掲載する予定である。さらに、LINE 配信を活用し、パブリックコメントの実施について周知を図る。

【意見】〈委員〉

市民意識アンケートは約 2,000 名を対象に実施しており、一定数の回答が得られているが、それに対してパブリックコメントが 14 件という状況は、やや寂しく感じられる。

【質問】〈委員〉

資料については窓口での閲覧も可能なのか。また、ホームページでの閲覧と窓口での閲覧における違いはあるのか。

【回答】〈事務局〉

窓口では、資料が現物で印刷されたものが閲覧できる状態になっている。一方、ホームページおよびプラットフォーム上では、同一内容が PDF 形式で掲載されており、窓口とネット上の閲覧内容に違いはない。

【意見】〈委員〉

募集期間の半ばを過ぎた段階で、受付中であることや終了間近であるといった催促的な LINE 配信を行うことが有効ではないか。こうした周知は比較的気軽に実施可能であるため、ぜひ取り組んでいただきたい。

【質問】〈委員〉

国の第 6 次男女共同参画計画に関するパブリックコメントでは、男女共同参画事業に否定的な立場の人々が集団でネガティブな意見を提出している状況がある。今回の市のパブリックコメントにおいても、同様の懸念があるのではないかと。

【回答】〈事務局〉

ネガティブな意見の投稿がある可能性も認識している。対応策として、300 文字の文字数制限を設け、ネガティブな単語のみならず、文脈上誹謗中傷と判断される内容については、投稿前に投稿をするかのアラートが表示される仕組みとなっている。それでも投稿が行われた場合には、プラットフォーム管理者から事務局に情報が共有される。特に誹謗中傷の度合いが著しい場合には、理由を付したうえで投稿を非公開とすることも可能であり、その際には投稿者に対して非公開となった旨の通知が送られる。事務局としては、毎日投稿内容を確認し、必要に応じて随時対応していく体制を想定している。

【質問】〈委員〉

資料 2 の「6 重点施策と体系」箇所における別添の一覧表について、各担当課の具体的

な実施事業等は計画書には掲載されない部分があるとの説明があったが、それは文章量が多く、計画書の紙面に収まりきらないことが理由なのか。

【回答】〈事務局〉

文章量の多さが理由ではない。法的根拠に基づき実施される事業もあるが、すべてがそうではなく、計画書に事業内容を明記することで、担当課の柔軟な運用を妨げる可能性がある。そのため、計画書には体系的な構成部分のみを掲載する方針である。

【意見】〈委員〉

パブリックコメントの際、市民が計画の全体像や事業の具体的な内容を十分にイメージできるのか懸念している。掲載内容がコメントしづらい構成になっているために、コメント件数が少なくなっている可能性があるのではないかと感じた。

【意見】〈委員〉

資料2に記載された「現状と課題」の書き方が簡略的であるため、パブリックコメントを記入しづらいのではないかと。「なぜこの計画にするのか」という背景や考え方と紐づいた書き方でなければ市民にとって理解しづらく、コメントも出しにくいと考える。また、記述の表現を統一することでよりわかりやすくなると考える。

【質問】〈委員〉

資料2内「3. 現状と課題」の「③ 性や妊娠に関する正しい知識の啓発」については、若い女性の妊娠・出産に特化しすぎることなく、男女双方に対する性に関する正しい知識の啓発が重要であるため、表現に幅を持たせることが望ましい。

また、「6. 重点施策と体系」における5つの重点施策のうち②③について、社会的課題だけでなく、個人が抱える課題にまで視点を広げた表現を盛り込んでほしい。

さらに、「⑤ DV・ハラスメントの防止及び被害者支援」に関しては、前半がDV、後半がハラスメントという構成の中で、ハラスメントの例としてマタニティハラスメントのみが挙げられているため、ハラスメント全体の実態が見えづらくなっている。一般的にハラスメントといえば、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントが想起され、長年社会問題として取り上げられているにもかかわらず、課題が解消されていない現状がある。ハラスメントに関する表現を工夫し、全体像が伝わるようにすることが望ましい。

【回答】〈事務局〉

担当課と調整のうえ、表現方法について検討を進めていきたい。

【質問】〈委員〉

初めて資料を見る一般市民にとってはわかりづらい可能性がある。例えば男女平等推進条例や行動計画の内容について、市民向けの解説講座を、公民館や男女平等推進センターなどで開催することはどうか。多くの自治体で、条例や計画についての市民の認知度が低い現状があり、男女平等に関心のある層でさえ十分に把握していないことがある。そのため、より市民に届く形での啓発活動の充実が求められるのではないかと考える。

【回答】〈事務局〉

	以前より他の委員からも、世代を超えて市民が参加し意見を交わせる場の必要性についてご意見をいただいている。計画完成後も継続的な取り組みが必要であり、市民に関心を持ってもらうことは容易ではないが、重要なテーマであることから、委員の皆様のご意見を参考にしながら、効果的な入口の設計について検討していきたい。 【意見】〈委員〉 基本目標 1 施策 No. 3 の事業 No. 9 に関連して、市民から「性とからだのことだけでなく、若年層に向けて避妊や中絶についても説明できるとよい」との意見が寄せられている。交際関係において、からだや心の大切さ、相手への思いやりといった観点が抜け落ち、避妊や中絶の話題に偏っている現状があると考ええる。助産師会としては、若年層の妊娠予防の観点から、避妊や中絶について具体的に伝える必要性を認識しているということを理解いただきたい。 【回答】〈事務局〉 現在、こども家庭支援センターにおいては、プレコンセプションケアに関する情報提供や相談支援を実施しており、そうした場を活用していく方向で理解いただければと考えている。
次第 2 報告	第5次日野市男女平等行動計画 令和6年度評価の総括について 事務局より説明。【資料4】
質疑・意見	【意見】〈委員〉 I-1-1 男女平等意識・人権尊重意識についてと、I-1-1 ワーク・ライフ・バランスの課題は、根底に共通する要因があると考えられる。従来は育児休暇が中心であったが、今後は高齢化に伴い介護による離職や女性の退職といった課題も出てくる。育児休暇制度が整備されていても、男性が取得しにくい現状や、高齢者の介護が女性に偏りがちな傾向が見受けられる。一方で、最近では息子が会社を休んで親を病院に連れてくるケースや、夫が妻を介助する姿も見られるようになってきている。こうした変化を踏まえると、男女平等意識については、ワーク・ライフ・バランスの改善によって解決可能な部分が多いのではないかと考える。 【意見】〈委員〉 I-1-1 「男女平等意識・人権尊重意識の醸成」における教育指導課の達成状況・評価については、例えば、学級委員長・副委員長の選出状況などにも固定的な役割分担が残っている可能性があり、より実態に即した評価指標の検討が必要ではないかと考える。 また、I-2-2 のNo.9に記載された平和と人権課の事業「虹友カフェ」についてだが、他自治体では、当事者のみが参加できる「当事者オンリーデイ」を設けている例もあり、毎回でなくともそうした日を設けることで、支援の方向性がより深まり、当事者のニーズに即した展開が可能になるのではないかと考える。 【意見】〈委員〉 代表的な達成事例として記述する内容については、表現の仕方に十分配慮すべきである

	と考える。記載内容に加えて「他にもこうした事例がある」といった補足を加えるなど、より実態に即した形での記述が可能かどうか、検討していただきたい。 【回答】〈事務局〉 第5次計画の策定にあたっては、現時点で指摘された課題が少しでも解消されるよう、検討していきたいと考えている。また、いただいた貴重なご意見を踏まえ、今後の改善に向けて検討していく方針である。
次回	<事務局より説明> 日時：令和7年11月26日（水） 会場：多摩平の森ふれあい館 集会室3-1、3-2 開催日が近くなったら、事務局よりメールにて詳細を連絡する。